

事 務 連 絡

平成31年3月6日

各都道府県介護福祉士養成施設担当 御中  
各地方厚生（支）局介護福祉士養成施設担当 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に係る在留資格の変更  
及び介護福祉士登録に係る留意事項について

平素より、介護福祉人材の養成及び確保にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護福祉士養成施設を卒業する者に係る介護福祉士の資格取得については、平成29年度の卒業生から新たに原則介護福祉士試験が義務付けられることとなりました。その際、卒業年度の翌年度の4月1日から5年間は試験に合格しない場合でも介護福祉士となることができること、また、同4月1日から継続して5年間介護業務に従事した場合、試験に合格しない場合でも5年後以降も引き続き介護福祉士となることのできることを経過措置が設けられています（平成29～33年度の卒業者に限る。）。

これに関連して、平成29年9月に在留資格「介護」が創設されたことに伴い、介護福祉士養成施設を卒業した外国人留学生（介護福祉士試験を受験して合格した者、不合格の者、受験しない者のいずれも含む。）が卒業後、就労をしつつ、介護福祉士登録を行い、在留資格「介護」への在留資格変更許可を受けるまでの間に必要な手続に関して留意すべき事項は下記のとおりですので、管内の介護福祉士養成施設に周知いただけますようお願い申し上げます。

下記の内容については、法務省入国管理局入国在留課と調整済みであることを申し添えます。

なお、本事務連絡をもって「介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に係る在留資格の変更及び介護福祉士登録に係る留意事項について」（平成30年3月1日事務連絡）は廃止します。

記

### 1. 介護福祉士養成施設に在籍中（在留資格「留学」にて在留中）に行うこと

在留資格「留学」においては資格外活動として原則週 28 時間以内の就労が認められていますが、養成施設の卒業後から介護福祉士登録を行い在留資格「介護」への在留資格変更許可を受けるまでの間は、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可を受けることによりフルタイムで介護等の業務に従事することが可能となります。

このため、介護福祉士養成施設に在籍中に、卒業後に就労予定（4月1日から就労予定である場合を含む。）である就労先の内定を得た上で、労働条件及び従事する業務内容を明らかにする資料など必要書類を揃え、住居地を管轄する地方入国管理官署へ在留資格「特定活動」への在留資格変更許可申請を行う必要があります。

### 2. 介護福祉士養成施設を卒業後（在留資格「特定活動」にて在留中）に行うこと

在留資格「特定活動」への変更許可を受けた後、在留資格「介護」への在留資格変更許可申請を行うには、必要書類の1つとして介護福祉士登録証の写しを求められますが、介護福祉士登録の申請中であるために手元に登録証がない場合は、登録証は後日別途提出することを条件に、その他の必要書類のみで在留資格「介護」への在留資格変更許可申請をすることが可能です。ただし、在留資格変更許可を受けるためには後日登録証の写しの提出が必要となります（在留資格「特定活動」の許可日と同日に在留資格「介護」への在留資格変更許可申請を行うことも可能。）。

なお、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可申請中の場合は、当該申請に合わせて在留資格「介護」への在留資格変更許可申請はできませんのでご注意ください。

### 3. その他

上記1～2の取扱いは、介護福祉士養成施設を卒業後、在留資格が「介護」への在留資格変更許可を受けるまでの間、就労を希望する場合の標準的な手続としてお示ししているものですが、個々の外国人留学生によっては、当該期間に就労を希望しない等の事情に応じて、上記以外の手続を取ることも可能です。

なお、上記在留資格の変更に係る申請方法や必要書類、問い合わせ先については、別添「御案内」をご参照ください。

また、介護福祉士の登録手続（介護福祉士登録証の申請）に係る照会は、公益財団法人社会福祉振興・試験センター（03-3486-7511）までお問い合わせください。

## 御 案 内

留学生が在籍している介護福祉士養成施設の方へ

平成29年9月1日、出入国管理及び難民認定法の一部改正法が施行されたことにより、在留資格「介護」が創設され、本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した留学生が、介護施設等で介護業務に従事する場合、在留資格「介護」への在留資格変更許可を受けられます。

介護福祉士の資格取得については、平成29年度の卒業生から新たに原則介護福祉士試験が義務付けられることになりましたが、卒業年度の翌年度の4月1日から5年間は試験に合格しない場合でも介護福祉士となることができ、また、同4月1日から継続して5年間介護業務に従事した場合、試験に合格しない場合でも5年後以降も引き続き介護福祉士となることのできる経過措置が設けられています（平成29～33年度の卒業生に限る。）。

在留資格「介護」への在留資格変更許可を受けるためには、介護福祉士登録証の写しを提出する必要があるところ、卒業年度の翌年度の4月1日の時点において介護福祉士登録証が交付されない場合であっても、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可を受けることにより、4月1日時点においてフルタイムで介護等の業務に従事することが可能となります。

つきましては、下記の点に御留意いただき、貴施設を卒業される留学生に対し、在留資格変更許可申請を御指導いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 「留学」から「特定活動」への在留資格変更許可申請

##### (1) 申請方法

介護施設から内定を得ている留学生が、後記(2)の資料をそろえ、自身の住居地を管轄する地方入国管理局・支局・出張所（空港のみを管轄する支局・出張所を除く）に対し、在留資格変更許可申請を行って下さい。

なお、介護福祉士養成施設の卒業見込み証明書をもって、養成施設の卒業前に、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可申請をすることも可能です。

##### (2) 必要書類

###### ア 在留資格変更許可申請書 1通

法務省ホームページの下記URLから、「16 上記以外の在留資格・入国目的」の申請書（申請人等作成用2以降の用紙の左上に「U」の記載があるもの）を使用して下さい。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html>

※ 申請人等作成用1から3までは留学生が記載し、所属機関等作成用1及び2は内定先の介護施設が記載して下さい。

イ 写真（縦4 cm×横3 cm） 1葉

※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明な写真に限ります。

※ 写真の裏面に氏名を記載し、在留資格変更許可申請書の写真欄に貼り付けて下さい（資格外活動許可申請書に写真は不要です。）。

ウ パスポート及び在留カード 提示

エ 介護福祉士養成施設の卒業証明書の写し又は卒業証明書

※ 卒業後、卒業証明書を提出することを条件に、卒業見込み証明書をもって申請をすることも可能です。

オ 労働条件及び従事する業務内容を明らかにする文書の写し

カ 介護施設のパンフレット・案内書

※ 介護施設のパンフレット・案内書等がない場合、介護施設が開設しているホームページの写しを提出されても差し支えありません。

(3) その他

ア 在留資格変更許可を受けるためには、介護福祉士養成施設の卒業証明書が必要となります。

イ 許可される場合の在留期間は「4月」となります。

## 2 「特定活動」から「介護」への在留資格変更許可申請について

(1) 申請方法

「特定活動」への変更許可を受けた留学生が、後記(2)の資料をそろえ、自身の住居地を管轄する地方入国管理局・支局・出張所（空港のみを管轄する支局・出張所を除く）に対し、在留資格変更許可申請を行って下さい。

なお、「特定活動」への在留資格変更許可を受けた後であれば、同日に、「介護」への在留資格変更許可申請書を提出することが可能です。

(2) 必要書類

ア 在留資格変更許可申請書 1通

法務省ホームページの下記URLから、「8【研究】・【技術・人文知識・国際業務】・【技能】・【特定活動（研究活動等）】・【介護】」の申請書（申請人等作成用2以降の用紙の左上に「N」の記載があるもの）を使用して下さい。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html>

※ 申請人等作成用1及び2は留学生が記載し、所属機関等作成用1及び2は介護施設が記載して下さい。

イ 写真（縦4 cm×横3 cm） 1葉

※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明な写真に限ります。

※ 写真の裏面に氏名を記載し、在留資格変更許可申請書の写真欄に貼り付けて下さい。

ウ パスポート及び在留カード 提示

エ 介護福祉士登録証（写し）

※ 後日写しを提出することを条件に、申請時には提出されなくても差し支えありません。

### 3 問い合わせ先

留学生の住居地を管轄する地方入国管理官署（※）又は外国人在留総合インフォメーションセンター（0570-013904, IP電話, PHS, 海外からは03-5796-7112）までお問い合わせください。

（※） <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>